

東大阪市における災害に強いまちづくりの推進

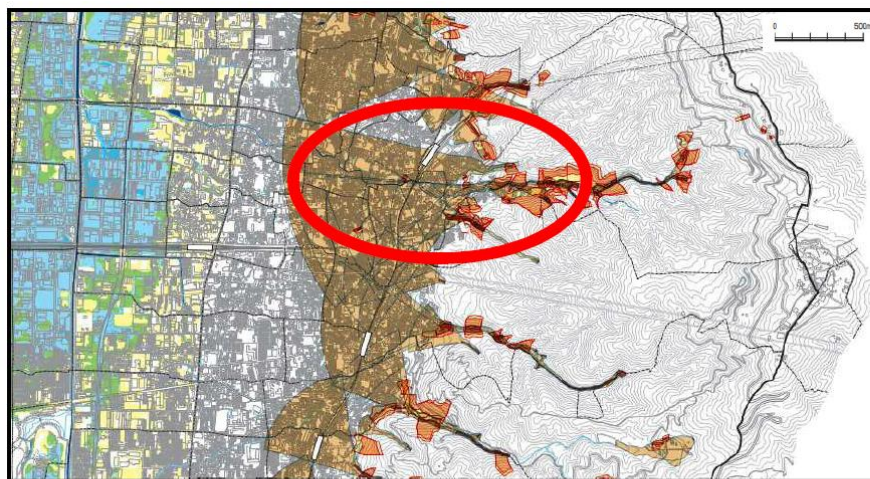
■ 事業概要

災害対策基本法が令和3年5月に改正・公布され、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務となった。特に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内の計画作成を効率よく進めるため、区域指定の基礎資料に地域情報（公共物・堅牢工作物の有無）を加味し、自宅待機の安全性、個別避難経路の経路選定等のための基礎調査を実施するものである。

（計画期間：令和5年度～7年度）

■ 事業効果

土砂災害警戒区域内における居住地や避難経路の安全性をより客観的に示すことにより、要支援者個々の要配慮情報と併せ、効率的かつ要支援者毎に整合のとれた個別避難計画の作成が期待される。



凡 例 : 令和5年度  令和6年度以降 

